

令和元年7月29日
新任審判官等研修

審判所の役割・組織

国税不服審判所 管理室長
渡辺 隆

I 国税不服審判所の組織

① 国税不服審判所とは？

➤ 組織

国税庁の特別の機関
(1970年の国税通則法の改正により創設)



➤ 機能

国税庁長官の持つ権限から国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に関する裁決権を分離・独立させ、執行機関である国税局や税務署とは別個の機関として、公正な第三者的立場で審査請求事件を審理し裁決を行う。

➤ 目的・使命

- 適正かつ迅速な手続による裁決を通じて
- ⇒ 審査請求人の正当な権利利益の救済
- ⇒ 税務行政の適正な運営の確保

2

② 国税不服審判所の体制



➤ 国税不服審判所長の下に、国税審判官、国税副審判官、国税審査官等から構成

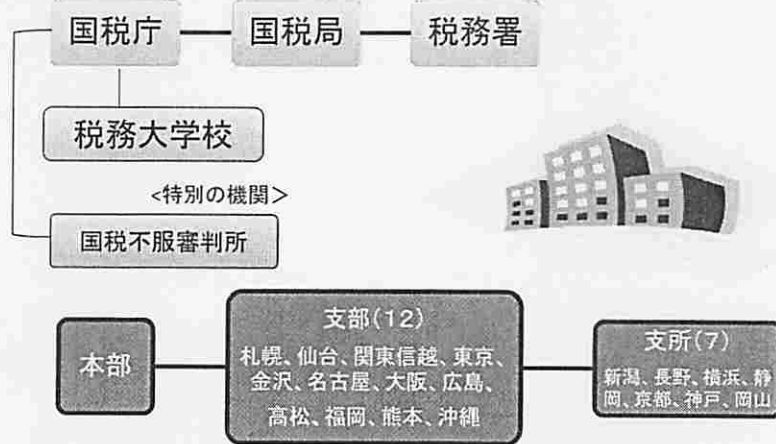
* 合議体＝担当審判官＋参加審判官(又は副審判官)2名以上
サポートに国税審査官がつく

合議体の議決に基づき、本部審判所長名での裁決

- 国税不服審判所長や、東京支部、大阪支部の長である首席国税審判官などの主要な役職に、裁判官や検察官の職にあった者を任用
- 国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士などの職にあった民間の専門家も任用。合議体を構成する国税審判官の半数程度(全国で50名程度)が、民間出身。

3

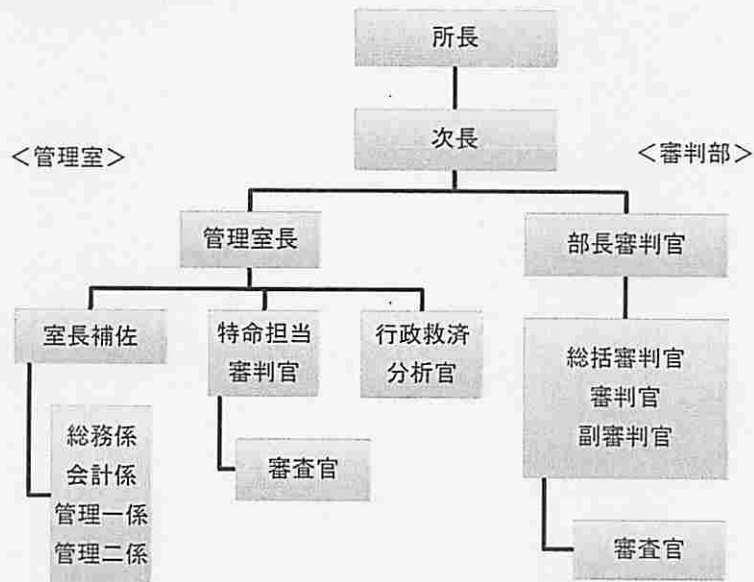
③ 国税不服審判所の組織



- ・ 全国の主要都市に(各国税局の単位毎に)12の支部と7の支所
- ・ 支部間併任の前例もあり
- ・ 支部—支所間の事案の移送は、比較的自由。支部間の移送は限定的。

4

④ 審判所本部の組織



5

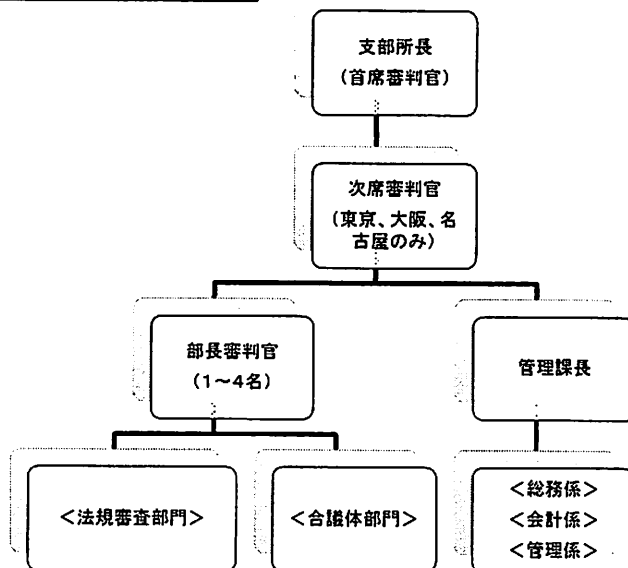
⑤ 本部における事件関与

本部関与の事件区分

区分	内 容	目的等	
重要先例見込事件等	重要先例見込事件(A) 一指定後(A')	長官通告の法令解釈と異なる処理をするもの 法令の解釈の重要な先例となるもの	裁判と行政の統一性を図る
	個別管理重要事件(B) ※Aを除く。 一指定後(B')	複数の支部に所属し、統一した処理を要するもの 地域・業種的に集団発生したもの 上記に準ずるもの 調査範囲が広域にわたるもの	事件処理の統一性を図る
本部協議事件(C) ※A'・B'を除く。	法令解釈に関する事件	先例裁判と異なる判断をするもの 租税法に関する判例・通説、通常の課税実務と異なる判断をするもの 民法法等に関する判例・通説と異なった判断をするもの 税法上の解釈として民法上の解釈と異なった判断を裁判官に記載するもの その他支部において本部との協議が必要と判断するもの	本部・支部間の連絡協議を図る
	本部照会事件(D) ※A'・B'・Cを除く。	法令の解釈・適用に困難性を伴うもの 専断認定に困難性を伴うもの★ 裁判書草案の記載・構成に検討を要するもの 支部において、照会が必要と判断するもの 本部において法令解釈の統一の観点から照会が必要と認めるもの (本部照会必須事件)	法令解釈等の統一(法審支援含む)
相互審査事件(E) ※A'・B'・C・Dを除く。	取消見込事件 ★専断認定に困難性を伴う取消見込事件は確定に本部照会事件へ	※「公費否」「共有者等」「争点外事項」を除く。 ※東京及び大阪は原則として実施対象外	公表の観点
情報共有事件(F) ※A'・B'・C・D・Eを除く。	社会的関心が高いと認められる事件 国際的租税回避・移転価格事件等の国際取引 取消し(見込)を求めている税額が多額なもの (取消しを求めている税額10億円超又は取消(見込)税額1億円超) 本部において過剰が必要と認めるもの		本部関与の必要性を見据えた情報の共有

6

⑥ 審判所支部の組織



7

(参考)

- ◆ 国税不服審判所長
裁決権を有する(通則法第78条、第98条)
但し合議体の議決に基づいて、裁決(通則法第98条)
個別の審査請求事件の裁決の多くは、支部所長に決裁委任されるが、99条案件、重要事案、議決と異なる裁決に関する上申等について、自ら決裁する(審判所訓令第1号第4条)。
- ◆ 支部所長(=首席審判官)
各支部の事務を総括する(通則法78条第4項)
- ◆ 次席審判官
首席国税審判官を助け、支部の事務を整理する。(審判所組織令第2条)
- ◆ 部長審判官
命を受け、国税審判官の行う事務を総括する(審判所事務分掌規則第4条第2項(訓令))
次席審判官の置かれていない支部の部長審判官は、上記の他、命を受け、支部の事務を整理する(同規則第4条第3項)
- ◆ 国税審判官
審査請求事件に係る事件の調査及び審理を行い、副審判官は、審判官の命を受け、その事務を整理する。(通則法第79条第2項)
- ◆ 法規審査担当
合議体が行った議決内容の検討、裁決書案の内容の点検及び文書審査等の事務を行う(審判所事務運営指針)
- ◆ 本部国税審判官等
支部における審査請求事件の調査・審理に関する支援、裁決書の質的向上を図るための検討会の実施、裁決結果の公表に関すること等(事務運営指針)

8

II 審判所事務運営の特色

9

① 審判所の事務運営の特色



*「審判所事務運営等に関する基本的な考え方」
(平成28年3月版) 審判所ポータル掲載 参照

- 争点主義的運営 (昭45.3.24 参議院大蔵委員会附帯決議)
審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点に主眼を置いた調査・審理を行う。
- 合議体の「議決」に基づいて「裁決」 (通則法98条4項、通則法94条)
国税不服審判所長が行う審査請求に対する裁決は、それぞれが独立した立場にある3名以上の国税審判官等(担当審判官及び参加審判官)で構成する合議体の議決に基づいて行われる。
- 国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されずに裁決をすることが可能 (通則法99条)
- 裁決は行政部内の最終判断 (通則法102条)
税務署長等は、裁決の内容を不服として、訴訟提起できない。
裁決は、税務署長等が行った処分より審査請求人にとって不利益になることはない。

10

② 審判所の事務運営の特色(つづき)

- 担当審判官等による職権調査が可能 (通則法97条、128条)
- 基本は書面審理
例外: 請求人面談、同席主張、口頭意見陳述
- 原則1年以内の事件処理(標準審理期間)
- 利害関係人の排除 (通則法94条2項)
- 順点配付
税目に関係なく事案を配付
- 審判の透明性の確保に係る施策(平成23年～)
「争点確認表」の交付
担当者の連絡・紹介
「審理の状況・予定表」の送付
同席主張説明の実施



11

③ 裁判制度との違い

	審査請求	民事訴訟(税務訴訟)
審理の公開	非公開 (但し、一部の裁決について匿名化してHPで公表)	対審及び判決は、公開
証拠開示	新制度下では、審理関係人は、閲覧謄写請求可	提出された証拠は自動的に相手方に送付される
判断権者	「国税不服審判所長」 (合議体の議決に基づいて審判所長が裁決)	「裁判所」 担当裁判官の名前が判決に記載
審理	職権探知主義 (審判官の職権調査権限あり)	弁論主義 当事者主義
手数料	不要	要
代理人	誰でも可	原則として弁護士
原処分庁の上訴の制限	上訴不可	制限なし
処理期間	標準処理期間1年	2年(税務訴訟の場合、平均)
審理の対象	総額主義(争点主義的運営)	総額主義

12

Ⅲ 特定任期付職員 (国税審判官)

① 特定任期付職員の採用経緯

平成19年7月 特定任期付職員(任期3年間)の登用開始
当初4名(税理士出身)

平成22年12月 平成23年度税制改正大綱を受け、国税審判官への外部登用の拡大についての方針と工程表を策定・公表

平成25年7月 上記工程表どおり事件を担当する審判官の約半数程度の50名が外部登用者となる。(現在に至る)

【特定任期付職員の採用状況】

単位:人

採用年度 (平成)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
応募者数	51	93	101	76	74	95	96	86	93	97
採用者数	13	15	16	17	14	13	17	15	16	14
在籍者数	18	31	44	50	50	50	49	50	50	49

14

② 採用条件等

- ◆ 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授・准教授の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること。十分な民間実務経験や大学における教育・研究実績を有していることが望ましい。
- ◆ 職務内容を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識・経験又は優れた識見を有すると認められること。
- ◆ 募集期間は8月上旬～10月下旬
- ◆ 選考は、書類選考の後、面接試験を実施
- ◆ 募集に関する情報は国税不服審判所ホームページに掲載

15

③ 任期付審判官の仕事等

- ◆ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（任期付職員法）に基づき、常勤職員の国家公務員として採用（兼業は禁止）
- ◆ 任用期間は採用日から2年間又は3年間（更新可能性あり。5年まで、延長可能。）
- ◆ 任期内の、地方支部⇒都市支部への配置換について、条件が揃えば可能

16

IV その他

17

- ◆ 綱紀の厳正な保持
- ◆ 公務員倫理法
- ◆ 緊急対応事案への対応
- ◆ 行政文書・情報の管理
- ◆ マスコミ対応
- ◆ 情報公開法・個人情報保護法の開示請求への対応

18

綱紀の厳正な保持

一般サービス関係:

欠勤、秘密漏洩、兼業承認懈怠、株式所有報告懈怠など

公務外非行関係:

暴行、器物損壊、淫行、痴漢行為、飲酒運転など

監督責任関係:

指導監督不適正、非行の隠蔽など

19

公務員倫理法

- ・利害関係者
審査請求人(その役員等を含む)、代理人
原処分庁(同じ部門の者、不服申立担当、署幹部、局担当)
- ・利害関係者との禁止行為
供応接待、ゴルフ・旅行など
- ・利害関係者以外との禁止行為
相当程度を超える供応接待等、つけ回し
- ・国税庁職員の綱紀の保持に係る指針について
税理士からの贈答、飲食・旅行・ゴルフ(奢られる場合)

20

緊急対応事案への対応

- ・緊急対応事案＝審査請求人等や税務行政等に大きな影響を及ぼすおそれのある緊急に対応すべき事案
- ・緊急対応事案処理の目的
審査請求人等の正当な権利利益保護、職員の安全確保、税務行政の円滑な遂行・信頼の確保等
- ・緊急対応事案が発生したら何をするか
迅速かつ適切な情報収集、報告、処理・対応
(特に不適切な事務処理、職員非行関連は迅速に)
- ・災害対応⇒事前の備えが重要(避難・訓練参加・連絡方法の確認・書棚等の転倒防止措置等)

21

行政文書・情報の管理

- ◆行政文書の適切な管理
 - ・ 訓令(五訓令)の遵守
 - ・ 行政文書を庁舎外に持ち出す際の手続
- ◆情報セキュリティ
 - ・ 情報管理7か条
 - ・ インターネットの適正な利用
- ◆その他
 - ・ 個人携帯等の官PCへの接続の禁止
 - ・ SNS等(勤務時間中禁止、情報発信は組織への信頼を損なわないように)

22

マスコミ対応

- ・ 取材があった場合
- ・ 事件が報道された場合

苦情対応

23

情報公開等への対応

- 情報公開法に基づく開示請求
- 個人情報保護法に基づく開示請求

24

おわりに

25